

受付印

【新規】指定工事事業者申請受理調書

〒
住所

TEL

携帯電話

FAX

E-mail

フリガナ 申請者

法第25条の2 法第25条の3

	指定給水装置工事事業者指定申請書
	表面記載事項(事業の範囲欄は、会社も設立の目的を記載します)
	裏面記載事項
	添付書類
	法第25条の3第1項第3号に該当しない旨の誓約書
	定款または寄付行為の写し(原本の写しであることの証明付・直近のもの)
	登記事項証明書(原本・発行日から3か月以内のもの)
	個人の場合は住民票の写し(原本・発行日から3か月以内のもの)
	機械器具調書
	金切りのこその他の管の切断用の機械器具
	やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
	トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
	水圧テストポンプ
	主任技術者選任届(指定後14日以内の提出でもよい)
	指定後に選任

※申請書類は、水道法施行規則所定の様式であれば受理します。

法第25条の3第1項第1号

	事業所の確認
	写真の確認又は添付
	案内図の添付
	主任技術者の確認
	主任技術者免状又は主任技術者証の写し(主任技術者証の場合は有効期限確認)
	指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

法第25条の3第1項第2号

	機械器具の写真の確認又は添付
--	----------------

※注意事項

- 受理調書で確認できない場合は書類を受理できませんので、注意してください。
- 指定が決まった場合、指定手数料として10,000円がかかります。(コード:2014)
 - 指定手数料の納付は、納付書を発行しますので、志木市水道庁舎の窓口でお支払いください。
 - 指定手数料の納付後、指定事業者証の受領を受けて指定事業者となります。
- 志木市給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第10条の規定に基づき、次の通り申請します。

法第25条の3第1項第3号の確認の解説

●成年被後見人

○精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」ために、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者をいう(民法7条)。

●被保佐人

○「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」で、家庭裁判所により保佐開始の審判を受けた者をいう(民法11条)。

●破産者で復権

○復権とは、破産手続をとった(とられた)個人が「破産者」という状態でなくなること

●その業務に関し不正行為

○法人であって、強制適用であるにもかかわらず、労働保険及び社会保険の加入を行っていないもの。

○個人で水道工事事業などを営み、強制適用に該当するにもかかわらず、労働保険及び社会保険に加入を行っていないもの

○契約の締結及び実行に際し、詐取等を行ったもの

●その業務に関し不誠実行為

○契約の締結及び実行に際し、契約者の正当な要望・要請に応じないなどを行ったもの

※その業務に関し不正及び不誠実行為とは、会社及び経営者の責務として最低限まもらなければならない行為を怠り、信頼できないなど安心・安全に該当しない行為